

議案第 4 号

新座市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

新座市自転車等駐車場条例（昭和 6 0 年新座市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

(名称等)

第3条 駐車場の名称、位置及び駐車区分は、次のとおりとする。

名 称	位 置	駐車区分
[略]		
<u>新座市大和田1号歩道橋下自転車駐車場</u>	新座市野火止五丁目873番地17並びに大和田二丁目873番地10及び877番地2の各一部	[略]

(指定管理者による管理)

第4条 駐車場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

(供用時間等)

第6条 駐車場の供用時間は終日とする。ただし、自転車等の入出時間は、次の各号に掲げる駐車場の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1)・(2) [略]

(3) 新座市志木陸橋下東口自転車駐車場、新座市志木陸橋下南口自転車駐車場、新座市志木陸橋下南口バイク駐車場、新座市野火止四丁目自転車駐車場、新座市新座駅バイク駐車場及び新座市大和田1号歩道橋下自転車駐車場 終日

2 [略]

(一般利用)

第9条 管理者は、利用登録を受けた者（以下「登録利用者」という。）の自転車等の駐車を妨げない限度において、利用登録を受けていない者（以下「一般利用者」という。）の利用を承認することができる。ただし、新座市志木陸橋下東口自転車駐車場、新座市志木陸橋下南口自転車駐車場又は新座市大和田1号歩道橋下自転車駐車場の利用については、この限りでない。

2 [略]

(違反自転車等に対する措置)

第16条 [略]

2 市長は、前項の規定により違反自転車等を撤去したときは、当該違反自転車等を保管するとともに、一定期間別に定める必要な事項を告示するものとする。

3 [略]

別表（第12条関係）

区分	使用料（1台につき 単位 円）			
	1か月分前納	3か月分前納	6か月分前納	1年分前納
登録利用者	[略]			
	<u>新座市大和田1号歩道橋下自転車駐車場</u>	[略]		
[略]				

備考 [略]

(名称等)

第3条 駐車場の名称、位置及び駐車区分は、次のとおりとする。

名 称	位 置	駐車区分
	[略]	
<u>新座市大和田1号歩道橋下等自転車駐車場</u>	新座市野火止五丁目873番地17並びに大和田二丁目873番地10、 <u>同番地13</u> 、877番地2及び同番地5の各一部	[略]

(指定管理者による管理)

第4条 駐車場(新座市栗原五丁目自転車駐車場を除く。)の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせることができる。

(供用時間等)

第6条 駐車場の供用時間は終日とする。ただし、自転車等の入出時間は、次の各号に掲げる駐車場の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1)・(2) [略]

(3) 新座市志木陸橋下東口自転車駐車場、新座市志木陸橋下南口自転車駐車場、新座市志木陸橋下南口バイク駐車場、新座市野火止四丁目自転車駐車場、新座市新座駅バイク駐車場及び新座市大和田1号歩道橋下等自転車駐車場 終日

2 [略]

(一般利用)

第9条 管理者は、利用登録を受けた者(以下「登録利用者」という。)の自転車等の駐車を妨げない限度において、利用登録を受けていない者(以下「一般利用者」という。)の利用を承認することができる。ただし、新座市志木陸橋下東口自転車駐車場、新座市志木陸橋下南口自転車駐車場又は新座市大和田1号歩道橋下等自転車駐車場の利用については、この限りでない。

2 [略]

(違反自転車等に対する措置)

第16条 [略]

2 市長は、前項の規定により違反自転車等を撤去したときは、当該違反自転車等を保管するものとする。

3 [略]

別表(第12条関係)

区分	使用料(1台につき 単位 円)			
	1か月分前納	3か月分前納	6か月分前納	1年分前納
登録利用者	[略]			
	<u>新座市大和田1号歩道橋下等自転車駐車場</u>	[略]		
	[略]			

備考 [略]

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 指定管理者の指定に係る手続その他必要な行為は、前項ただし書に規定する日前においても行うことができる。

令和3年2月22日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

新座市大和田1号歩道橋下等自転車駐車場の名称及び位置を変更し、並びに新座市栗原五丁目自転車駐車場の管理を指定管理者に行わせるとともに、所要の規定の整備を図りたいので、この案を提出するものである。